

## **医療薬学フォーラム／クリニカルファーマシーシンポジウム優秀ポスター賞選考規程**

### (目的)

第1条 医療薬科学に関する研究を奨励しその発展を図るために、医療薬学フォーラム／クリニカルファーマシーシンポジウム（以下フォーラム／シンポジウムとする）において発表された中から優秀ポスター賞を設け、表彰を行う。

### (選考委員会の設置)

第2条 優秀ポスター賞選考にあたり、選考委員会を設ける。

### (組織)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1)委員長1名
  - (2)副委員長1名
  - (3)薬系大学委員4名
  - (4)病院委員4名
  - (5)保険薬局委員2名
2. 委員長はフォーラム／シンポジウム実行委員長が、前回の選考委員の中から推薦する。
  3. 副委員長は次期フォーラム／シンポジウム実行委員長が推薦する。
  4. 委員はフォーラム／シンポジウム実行委員長が推薦する。
  5. それぞれの推薦された者に対して医療薬科学部会世話人会で（持ち回り審議可）承認を得たのち、実行委員長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は委嘱された日から、当該のフォーラム／シンポジウム終了時までとする。

### (選考方法)

第5条 選考委員はポスター賞の候補演題を各自5演題ずつ、記名でノミネートし、その集計結果をもとに協議・選考を行い、最終的に表彰演題5演題を決定する。

### (事務)

第6条 選考委員会の事務は、当該年度のフォーラム／シンポジウム実行委員会事務局が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月25日改訂

## 付記

選考に際しては、領域のバランス（基礎研究領域、薬学教育領域、医療薬学領域など）、所属施設のバランス（薬系大学、大学病院、中小一般病院、保険薬局など）を考慮して選考することが望ましい。